

大和市告示第62号

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱（平成26年大和市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県要綱」という。)」の次に「、神奈川県認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成29年2月2日施行。以下「県整備要綱」という。)」を加える。

第4条中「される額」の次に「並びに県整備要綱別表に基づき算出した基準額に2を乗じた額」を加える。

第10条を削る。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、当該財産の処分が終了するまで保管しなければならない。

第9条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

2 補助事業者（県整備要綱第2条第1号の防犯対策整備事業に係る補助金を受けた者に限る。）が法人その他の団体である場合に、前項に規定する証拠書類の保管期間が満了する前に解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は神奈川県知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

第8条第1項中「消費税仕入控除税額報告書」を「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「以内」を「を経過した日又は当該年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（交付の条件）

第7条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が500,000円以上の機械及び器具については、減価償却資

産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。この場合において、市長の承認を受け財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、当該契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準じたものでなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。